新型コロナウイルス感染症対策に係る熊本県のリスクレベルに ついては【レベル3警報】に引き下げます

県内の感染状況を踏まえ、専門家の意見も伺い、総合的に判断した結果、別添のとおり9月22日(火)からのリスクレベルは【レベル3警報】に引き下げます。

※ リスクレベルを下げる場合は、過去2週間の発生状況を踏まえて総合的に判断 することとしており、直近1週間の状況がレベル2相当の数値であること等か ら総合的に判断したものです。

【概要】

1 県内 の感染状況

期間	新規感染者数	うちリンクなし 感染者数
9月15日(火)~9月21日(月)	2名	1名

2 熊本県リスクレベルについて

前回(9月16日発表)	今回(9月23日発表)	
レベル4特別警報	レベル3警報	
なお、感染状況は、緩やかながら縮	なお、感染状況は、縮小傾向にあ	
小傾向にある。	る。	

[※]詳細は別添のとおり。

3 県民の皆様へのお願い

県外関係と会食関係の感染は減少しているため、県民に対して要請していたもののうち、①不要不急の県外への外出自粛要請及び②大人数(10人以上)での会食の自粛については終了します。

感染者の再増加防止のためには、県民の皆様及び事業者一人一人が基本的な感 染防止対策を実施することが最も重要です。油断せず徹底をお願いします。

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

(健康福祉部健康危機管理課) 問合せ先:波村、緒方、中満

電話:096-333-2478

(内線) 5931、5932、5933

熊本県における新型コロナウイルス感染症に関する概況

【令和2年(2020年)9月23日】

1 熊本県における現状認識

国内及び九州内の感染状況はピークを越え、感染者数は減少傾向にある。しかし、一部の自治体では減少スピードの鈍化が見られ、警戒が必要な状況は継続している。

本県における、期間中(9/15~9/21)の新規感染者は2例で、リンク不明感染者は1例であった。これは指標上レベル2の数値であり、この数週間の状況を総合的に判断し、リスクレベルについては「レベル3警報」に引き下げ、状況に応じたメリハリの利いた対策を実施していくこととする。

県外関係と会食関係の感染は減少しているため、県民に対して要請していた①不要不急の県 外への外出自粛要請及び②大人数(10人以上)での会食の自粛については、条件付きで終了する。

この緩和にあたっては、県民全員が基本的な感染防止対策及び「新しい生活様式」の実践を 徹底することが重要であるため、レベルが下がることで油断が起こらないよう、引き続き啓発 を行っていく。

前回(9/16)	今回(9/23発表)	
レベル4特別警報	レベル3警報	
なお、感染状況は、緩やかながら	なお、感染状況は、縮小傾向にあ	
縮小傾向にある。	る。	

[※]リスクレベルは、「特別警報」、「警報」、「警戒」、「注意」、「平常」の5区分で判断する。

※レベルに加え、感染状況の傾向の判断を行う。

「熊本県リスクレベル]

※あくまでも目安であり、現状がどのリスクレベルに位置付けられるか、また、具体的な対策は 本県あるいは全国の感染状況及びその傾向(拡大・縮小)を踏まえ、実施する地域やその内容も含め、総合的に判断する。

本来のもいは土国の意味が加及しての傾向(加入・幅)が、企画など、大肥する心場ではいっている。高口のでは自己で		
リスク レベル	県の判断基準	対策例
レベル 4 特別警報	県内で ①新規感染者15名以上 かつ ②リンク無し感染者8名以上	レベル3の対策に加え ・不要不急の外出自粛要請 ・県外等への移動自粛を要請 ・全ての催事等の自粛要請 ・施設への休業要請
レベル3 警報	県内で ①新規感染者10名以上 又は ②リンク無し感染者5名以上	レベル2の対策に加え ・週末等の不要不急の外出自粛要請 ・催事等の自粛要請 ・施設への休業要請
レベル 2 警戒	県内で①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合	レベル1の対策に加え ・感染拡大リスクを高める3つの密が重なる催事の自粛要請 ・不特定多数が利用する県有施設の閉館
レベル 1 注意	①国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生	レベル 0 の対策に加え ・3 つの密が重なる感染拡大リスクが高い活動や催事におい て、まん延防止対策を行う
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない	・新しい生活様式の広報・実践

^{※ 「}リンク無し感染者」とは、感染源が特定できないもの。

[※] レベルを上げる場合は、週ごとに総合的に判断し、レベルを下げる場合は、前週、前々週の発生状況を踏まえ、同様に判断する。

[※] 各所管施設の開閉においては、所在する市町村と情報共有し、調整に努めること。

^{※ 3}つの密とは、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)

2 熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 座長コメント (9月21日現在)

- 〇熊本県内では、先週(9/15~9/21)、新規感染者は2例(うち感染源が特定できないリンク無し感染者1例)が確認された。
- 〇県全体では、これで4週連続新規感染者が減少しているほか、熊本市内についても、直近 3週間で減少ペースが加速している。特に先週は県市ともに「レベル2警戒」の基準に相 当する感染者数である。
- 〇また、新規感染者数の減少に伴い、入院患者数については、最新の公表情報によると、県全体で18名、うち熊本市内で7名となっており、病床稼働率にも一定の余裕が生じている。また、市が独自で実施している中心市街地の飲食店従業員への緊急検査では、9月19日時点で累計169件を実施した結果、陽性者は確認されていない。
- 〇レベルを下げる際は、前週、前々週の感染状況から判断することとなっているが、上記の 直近4週間の推移や先週の感染者数、さらに病床稼働率等を鑑みると、県市ともにリスク レベルの最高段階の状況からは落ち着いていると判断でき、「レベル3警報」に一段階引 き下げることが妥当である。
- 〇一方で、10月には、地域経済回復の観点から、GOTOトラベル事業の対象に東京都が 追加されるほか、GOTOイート事業が開始されることなど、県境をまたいだ人の移動や 交流が活発化する可能性が高い。
- 〇県市ともに、そうした状況の変化を注視しつつ、引き続きメリハリの利いた接触機会の低減を図り、感染拡大のリスクが高い部分について確実に対応していく必要がある。
- 〇県民・市民及び事業者の皆様は、レベルが下がったことに油断することなく、引き続き 「3つの密」の回避をはじめ、「新しい生活様式」の実践に取り組んでいただきたい。

県民の皆様へのお願い(9月23日発表)

熊本県のリスクレベルは【レベル3警報】に引き下げます。

また、感染状況は、縮小傾向にあります。

つきましては、感染防止のため、次の対応を行います。

(1)県民の皆様等に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条 第9項により要請すること

※レベルは下がりましたが、再増加を防ぐためには、基本的な感染防止対策が最も重要です。 油断なく対策をとられますようお願いします。

① 県民の方への要請

- ·不要不急の県外への外出自粛要請を終了しますが、引き続き、「3つの密」の ある場及び感染が流行している地域への移動は極力自粛して下さい。
- ·多人数(10人以上)での会食等の自粛要請を終了しますが、引き続き、発熱や かぜの症状がある場合は会食等に参加しないようにしてください。
- ・マスク着用、手洗い、人と人との距離の確保等の感染防止対策の徹底を要請し ます。
- ・帰宅直後の手洗いや入浴、発熱等の症状がある同居者と部屋を分けるなど、家 庭内における感染防止対策を徹底して下さい。
- ・高齢者、基礎疾患を有する方及びその御家族の方は、外出の際は感染防止対策 を特に徹底することを要請します。
- ・ステッカーを掲示していないなど、感染防止対策のできていない「特定の飲食 店 | ※の利用自粛を要請します。

※…「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」 (令和2年7月17日付け内閣官房事務連絡)

② 事業者の方への要請

- 「特定の飲食店」※においては、感染拡大予防ガイドラインや県が示すチェッ クリスト等による感染防止対策を徹底するとともに、それが県民に分かるよう、 令和2年7月30日付けで通知したステッカー等を掲示することを要請します。
- ・企業及び事業所等における感染防止対策を要請します。
- ・社会福祉施設及び医療機関においては、施設内感染や院内感染を防止する対策 の徹底を要請します。
- ・事業所や施設内における感染防止対策においては、特に次の点に留意し具体化 して下さい。
 - ・感染者や有症状者等が発生した場合の、事業所内での連絡体制や事業休止の ルール等を定めておくこと。
 - ・感染者等が発生した場合の、対策責任者や対応者等を定めておくこと。

③ 催事の主催者の方への要請

・感染防止対策の徹底を要請します。

(2) 基本的な考え方

- 「新しい生活様式」の実践をお願いします。
- ・コロナウイルス検査を受ける時や感染者との濃厚接触疑い時などに、保健所から 自宅待機を指示された場合は、指示を守っていただきますようお願いします。

(3)外出自粛について

- ・発熱等の症状がある場合は、外出を控えて下さい。
- ・外出の際は、マスクの着用や手指の消毒などを行い、特に観光地においては人との距離を確保して下さい。

(4) イベントの開催制限について

- ●下記に示す収容率及び上限人数の緩和を受けたい場合は、業界団体が定める業種別ガイドラインについて、令和2年9月11日事務連絡別紙3を満たした改定が行われ、改定後のガイドラインを用いた感染防止活動の実施を担保し(別紙4のチェックを実施)、それを公表することが条件です。条件を満たしていない場合、従前どおり収容率50%以内かつ上限人数5,000人での実施をお願いします。
- ○参加人数5,000人までのイベントの、収容率の緩和
- ・大声での歓声・声援等がない、クラシック音楽コンサート等については、収容率100%以内(席がない場合は適切な間隔)での実施が可能です(5,000人まで)。
- ・大声での歓声・声援等が想定されるロックコンサート等については、原則収容率50%以内(席がない場合は1mの間隔)での実施となります。ただし、同一グループ5人以内であれば、座席間隔を空けない着席を認めます(5,000人まで)。
- ○参加人数5,000人以上のイベントの、上限人数の緩和
- ・10,000人以上を収容できる施設において、収容率50%での実施をお願いします。 収容率が50%以内であれば、参加人数に上限はありません。
- ●地域の行事、お祭り、野外フェス等
- ・参加者の把握ができるイベント(地域の盆踊り等)は、適切な感染防止策を講じた上で実施して下さい。大声がないものは、収容率100%を認めます。
- ・全国的又は広域的な人の移動が見込まれ、参加者の把握が困難な花火大会、お祭り・野外フェス等の開催は、十分な人と人との間隔(1m)を設けてください。できない場合は中止を含めて慎重に判断してください。
- ・全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催を 予定する場合、施設管理者又はイベントの主催者は、県に事前相談してください。

(5) 事業者の感染防止活動について

- ・県が示した業種別の「感染防止対策チェックリスト」、国が取りまとめている感染拡大予防ガイドラインにより、十分感染防止活動を行ってください。
- ・熊本市をはじめ、各市町村及び団体等が行う飲食店における感染防止対策支援事業に積極的に取り組み、感染防止を十分に図って下さい。なお、県においても講習会の講師派遣等を行います。

(6) その他

- ・被災地での活動における感染防止対策のために、被災者、職員、支援者全ての立場の方(報道関係者を含む)は、「被災地で活動する際の感染防止対策チェックリスト」を用い、改めて徹底をお願いします。
- ・厚生労働省がリリースした接触確認アプリの、積極的な利用をお願いします。

【熊本県における新型コロナウイルス感染者発生状況(6/23~9/21):確定日ベース】

